

2024年6月27日（木）

令和6年度（2024年度）第一回八王子市子ども家庭支援センター運営協議会 議事録

【開会】事務局

開会の挨拶、配付資料確認

【会長挨拶】岩田会長

本年度第一回目の会議となる。

時間に限りがあるが、本日も活発な意見を出してほしい。

【子ども家庭部長挨拶】

日頃の子ども家庭支援センター運営へのご理解、ご協力に感謝する。

令和6年4月1日の児童福祉法の一部改正により、児童虐待の予防強化を図るために、児童福祉と母子保健の一体的な支援を行う機関であるこども家庭センターの設置が努力義務化された。

本市も設置に向け、令和5年より子ども家庭支援センターを母子保健がある施設に移転する等、整備を進めている。また、こども家庭センターの令和7年4月設置に向け、庁内の検討会で議論を本格化させている。こども家庭センターの設置により、虐待の早期予防、長期支援を強化し、八王子の子どもたちのすこやかな成長をすすめていきたい。

地域の関係機関の皆様のご協力と貴重なご意見をいただきたい。

【委員の挨拶・事務局紹介】

出席：岩田会長、松村副会長、村松委員、恒川委員、掛川委員、浅野委員

健康医療部南大沢保健福祉センター 久保田館長

健康医療部保健対策課 荒川課長、学校教育部指導担当 上野部長

欠席：橋本委員、園尾委員

事務局：古川部長、小池館長、北村課長補佐、橋山課長補佐、坂口主査、田中主査、荻原主任

【会議の成立】事務局

過半数以上の委員出席があることから、本会議は成立する。

また、市民参加条例第9条第3項に基づきこの会議は公開としているが、本日傍聴人はなし。また議事録作成・公開のために会議内容を録音している。

【議事進行】岩田会長

報告事項（1）「令和5年度（2023年度）八王子市子ども家庭支援センター事業実績」に

ついて事務局より説明願う。

【報告事項】 事務局

報告事項（１）「令和５年度（２０２３年度）八王子市子ども家庭支援センター事業実績」

資料１

１ 運営協議会の開催

〔資料１のとおり説明〕

２ 母子保健との一体的な支援体制強化に向けた施設整備について

〔資料１のとおり説明〕

３ 子ども家庭総合ケースマネジメント事業

(1) 総合相談

職員の活動数が 67,381 件。引き続き高い水準を推移している。内訳は訪問面接 13,057 件・所内面接 2,703 件・その他電話等の対応が 51,621 件。相談は電話相談が多いのと、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関のため、各機関との調整を行っているのが件数の多い原因。

新規相談受付件数は 2,337 件。同じく高い水準を推移している。養育困難の 824 件のうち、厚生労働省から福祉サービスを受けていない児童の調査依頼がきており、289 件はその件数。この後詳しく報告する。

新規相談受付件数中、1,373 件が児童虐待。前年比減だが、うち虐待該当数は令和 5 年度が 1,155 件、令和 4 年度が 1,158 件のため、ほぼ同数の児童虐待を対応している。

通告経路の小中学校からの通告は前年より 100 件減少傾向にあるが、令和 2 年度、令和元年度と 200 件台を推移しているため、令和 4 年度だけが特別多かったと思われる。児童相談所からの通告は、令和 6 年 2 月に報道があったとおり、児童相談所での心理的虐待の対応増加に関連して、警察からの通告で児童相談所へ入った通告の子ども家庭支援センターへの送致が件数増加の要因とみている。

(2) 子ども家庭支援ネットワーク要保護児童対策地域協議会

例年どおり年 1 回ずつ代表者会議・実務者会議を実施し、地域ブロック会議は各地域子ども家庭支援センターで実施した。個別ケース検討会議は前年と比べると回数が多くなってきた。中学校区分科会は全校で実施した。

(3) 児童福祉司任用資格取得者の増員

〔資料１のとおり説明〕

(4) 相談員スキルアップ研修

年 10 回開催。そのうち 1 回は要保護児童対策地域協議会の構成員向けの研修としている。それ以外は職員向けに行っている。

(5) 全庁職員向け研修

全庁へ向けて e-ラーニングを実施。民生委員にも受講いただいた。

(6) 児童虐待防止推進の活動

広報活動として、オレンジリボンを配布、市職員及び教職員に11月の期間中の着用を依頼した。また啓発ポスターの掲示、小中学生に「こどもあんしんカード」を配布した。

市民啓発講座として、映画「こどもかいぎ」を上映し、会場では里親制度に関するポスターの掲示、チラシを配布した。

(7) ヤングケアラーについて

〔資料1のとおり説明〕

ポスター・リーフレットを配布したほか、八王子南ローターリークラブと連携協定を結び、11月23日には東京たま未来メッセージ提示アンフェア啓発イベントを開催。

講習会を聴講した方々からは「周りの目を向けていきたい」や「自分に何ができるか考えさせられた」などの意見をいただいた。

(8) 子ども家庭在宅サービス等の提供・調整

〔資料1のとおり説明〕

4 要支援家庭サポート事業

(1) 養育支援訪問事業

〔資料1のとおり説明〕

児童虐待の未然防止で、保護者の精神的・身体的負担軽減を図るために市が必要と判断した家庭にヘルパーを派遣するもの。令和5年度は2世帯77回実施した。前年度から大きく減少したが、単純に対象世帯がなかったと捉えている。

(2) 要支援家庭を対象としたショートステイ制度

令和5年度の実施はなし。

5 在宅サービス基盤整備事業

(1) 養育家庭体験発表会

〔資料1のとおり説明〕

(2) 養育家庭の普及啓発

〔資料1のとおり説明〕

6 産前・産後サポート事業

(1) ハローベビーサポート

令和4年度と比べ、時間数で1000時間以上増えている。コロナが5類移行により心理的負担が少なくなったことが要因とみている。

利用内容については、食事の支度や掃除は、依然として利用ニーズが多いが、令和5年

度から沐浴・入浴について直接支援を開始したということで、多胎児の利用ニーズが増えている。

(2) 家事育児支援ヘルパー育成研修

どこの事業所もヘルパー確保に苦勞しており、令和5年度についてもゆうゆうサポートとはちっ子が行うヘルパー育成研修でヘルパー育成に努めた。

7 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

(1) 親子ふれあい広場、親子つどいの広場

親子ふれあい広場は、地域子ども家庭支援センターに併設している広場で、市内 NPO 法人や一般社団法人等へ委託しており常時2名のスタッフがいる。令和5年度利用者数は60,978名で令和4年度と比較し4,938名増。

親子つどいの広場は、子ども家庭支援センター併設ではなく単独の子育て広場。市内の NPO 法人や一般社団法人等に委託しており、常時3名のスタッフで運営している。令和5年度の利用者数は72,861名、前年度と比較し24,813名増。

昨年度リニューアルオープンした、親子つどいの広場旭町のゆめキッズの令和5年度の一時預かり数は151名。

8 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

〔資料1のとおり説明〕

【意見・質問集約】岩田会長

ただいま説明いただいた事項について、ご意見・ご質問は。

【意見・質問】恒川委員

いろんな事業所のヘルパー不足が言われているが、産前産後サポート事業のヘルパーの数は足りているか。

【回答】事務局

今のところ利用の希望に対してお断りをするケースはない。ただ、どこの事業所もヘルパー集めに苦勞しているということで、市でも補助を出して講習を行っている。

【意見・質問】掛川委員

1つ目が、1ページ目の3子ども家庭総合ケースマネジメント事業の新規受付件数・通告経路で、小学校中学校の通報件数が令和4年度は突出して増加しているとのことだが、令和4年度が多かった理由についてはどのように分析しているか。

2つ目が、少し前後するが、1ページ目の2母子保健との一体的な支援体制強化で、旧地

域子ども家庭支援センターみなみ野の相談室について、地域子ども家庭支援センターは南大沢に移したが、相談室として利用しているということで使用回数が見られている。

相談室の使用想定回数として大体このぐらいと見ているのか、それとも、8月は10件だが、それ以降は10件を下回っているため、皆さんスムーズに南大沢の方にいらっしゃられるようになったということなのかを教えてください。

最後に、3ページ目の4要支援家庭サポート事業について、八王子市は工夫をして、支援が必要な家庭に対していろいろなメニューを用意しているが、利用が少なくなっている状況なのかと思う。

(1) 養育支援訪問事業について該当の家庭が少ないということであれば利用が少ないのかと思う。

ただ、(2) 要支援家庭を対象としたショートステイ制度については、虐待リスクが見られる家庭を対象にしているということで、気にかかっているのが心理的虐待であったり、ネグレクトといったような、直ちには危険はないけれども、長期的にそこに置いておくと影響が心配されるという子どもはそれなりの数いると思う。

なかなか保護の判断に至りにくいのが、一方で家庭から離さない、子どもは他の環境を知ることができず、あまりよくない環境下にずっと置いておくこと自体が子どものリスクになる。保護に抵抗があるご家庭の場合に、この要支援家庭を対象としたショートステイ制度を利用し、ハードルを下げて、家庭に対しても休息と立て直しを、そして子供に対しても気づきの機会がきちんと提供されるように使えると良いと思う。

【回答】事務局

2つ目のご質問の旧地域子ども家庭支援センターみなみ野の使用状況について、8月からお示しした。こちらの認識としては、利用頻度がどのぐらいになるのか現状の実数を見極めている状況。

利用されたい方が一定数いると認識しており、また、相談室を利用することに対して費用が発生することもなく、協力のもとに施設を使用できているので、しばらくは現状を見ながら継続していこうと思っている。

【回答】事務局

1つ目のご質問の3子ども家庭総合ケースマネジメント事業の新規受付件数・通告経路の令和4年度の件数分析については、考えられる選択肢はない状況。

令和4年度から令和5年度にかけて、小中学校を対象とした虐待通報のフローチャートを作成した。こういうことがあったらすぐ通報してくださいというような流れを一緒に考えたことにより件数が増えたのかと想定はできる。ただ、令和4年度の突発的な件数増加については、何が原因なのか出てこないのが正直なところ。

【意見・質問】 掛川委員

もしフローチャートを作ったことによって件数が伸びたということであれば、それはやはり周知の問題が他の年度はまだまだという部分があるという意味かと思うので、どうしたら周知ができていくかというところをご検討いただきたい。

【回答】 事務局

代表者会で昨年度、今年度ともにフローチャートをお示ししている。

【意見・質問】 掛川委員

おそらく単にお示しただけだと、実感が伴っていかないところなのじゃないかと思う。作成をすることで一緒に考えると、そういうことかとおわかりになったり、或いは虐待の類型についても発見があるかと思う。より具体的に、学校現場が通報する判断ができるような工夫をする必要があるのではないか。

【意見・質問】 岩田会長

たしかに参加するのは大事と思っており、児童虐待防止推進活動における 10 月 28 日に行ったクリエイトホールでのイベントに、うちの学生が手を上げて映画上映の受付を手伝った。参加することで、その後は学生たちの意識が変わって、自分たちでもいろいろ勉強したいとなった。

ただ一方的にシャワーを浴びるように情報を得るのではなく、自分が参加することは、先ほどの学校の先生に対しても大事だなと感じている。

【回答】 事務局

最後のご質問の要支援家庭を対象としたショートステイ制度については、市としても保護になる前の段階のお母さんのレスパイトとして重要と考えている。

利用者の利用目的がほぼレスパイトであり、今回の法改正で利用勧奨・利用措置が入ったため、必要な方に積極的に進めていけるようにしていきたいと思っている。

一方で、施設の受け皿という点では、昨年度、一昨年度と市内 5 施設にショートステイの受け入れ拡充を求めたが、なかなか厳しい状況だった。そのため、今後は養育支援家庭を増やすことを積極的に進めたいと考えている。

【議事進行】 岩田会長

報告事項（2）「令和 5 年度（2023 年度）乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」事務局より説明願う。

【報告事項】 事務局

報告事項（２）「令和５年度（２０２３年度）乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」資料２

平成 25 年度に横浜で起きた虐待死亡事例を契機に、厚生労働省の方が平成 26 年度より調査開始したもの。市民課・保育幼稚園課・学務課・保健福祉センター・子育て支援課・健康政策課・子どもの教育・保育推進課等の協力を受け調査をしている。

実施対象児童 46,272 名中、状況確認できていない児童は、令和 5 年 6 月 1 日時点で 295 名。関係各機関に調整し、1 次報告時点で 239 名。2 次報告時点で 26 名。追加報告時点で 1 名の確認が取れていなかったが、現時点で全員確認が取れ、今回も未確認児童は 0 名となる。調査が長引く大きな原因は、外国籍の方で、入力管理局の調査において、スペルの完全一致ができず回答が得られないことによる。何度もスペルを変える調査をするため、確認に時間がかかった。

【意見・質問集約】岩田会長

ただいま説明いただいた事項について、ご意見・ご質問は。

【意見・質問】岩田会長

外国籍の方以外の方の状況は。

【回答】事務局

令和 6 年 4 月 1 日時点で確認できていなかった児童は 4 名。

家庭訪問を何度か行い確認をするが、例えばアパートやマンションがオートロックで、手紙を入れても反応がない。何度訪問しても本当に住んでいるか不明。八王子市に住所があっても住んでいる形跡がないようケースが最後まで残っていた。最終的に少し強めの文書を投函したところ、ご連絡があり面談ができた。いずれにしても、八王子市には住んでいない可能性があった。

調査時に医療証の履歴を確認しているので、受診すらしていない、もしくは医療症を使わずに自己負担で受診している可能性はある。調査では確認が取れない方が残ってしまう。

【意見・質問】岩田会長

それ以前の部分で、確認の取れなかった児童は、確認が取れたらそれまでで、生活状況や確認が取れなかった理由を、外国籍以外の方はあまり調べないのか。

どうして未受診や未就学だったか、生活の困窮に関わっているものがあるとか、そういった部分はどのように調査をしているのか。

【回答】事務局

個人で医療機関の健診を受けていたり、インターナショナルスクールに入っていると所属が出てこないケースもある。個別確認をする中で、生活困窮の方が今回はいなかった。

【意見・質問】岩田会長

理由を検討することから何かしらの予防策を探れるのではと思う。公的な健診は受けず、病院の健診で良いという方は一定数おり、それはそれで良いが、そうではなく健診などにも来ていない場合には、何か調べられたらと思う。

【回答】事務局

結果、命に関わることはなかったということは良かったが、ただ調査するというのではなく、調査を進める中で、取り巻く状況等を分析していかなければならないというご意見だと思う。真摯に受け止めさせていただきたい。

【意見・質問】村松委員

多くの関係所管から状況確認を実施するために必要な情報提供を受けているが、各リストは子ども家庭支援センターがまとめているのか。それともまとめたリストの総計が295名につながるのか

【回答】事務局

対象児童のデータがあり、それを各関係所管へ配布、回答をいただく。その回答を全部チェックし、対象児童を削っていく作業となる。

【意見・質問】村松委員

実際に情報内容については、全部網羅して皆さんが状況把握されているのか。数字等を全一覧にしていると思うが。それを子ども家庭支援センターが全部まとめているのか。

例えば、市の教育委員会だと不登校で調べていき、入管で確認したら国外に転出していたとか、そういったケースもあると思うが。

そういうのも全部まとめて、子ども家庭支援センターが見て状況把握をしているのか。

【回答】事務局

子ども家庭支援センターで1件1件の児童を追っているわけではない。対応されていない児童について確認してゆき、数が少なくなってきた時点の調査段階で、どの関係機関とも繋がりがなく、調査も行っていない児童については、家庭訪問等の調査を行っている。

【意見・質問】村松委員

はちおうじっこマイファイルで一元化はできないのか。

【回答】事務局

ファイル自体は保護者が子どもの成長を管理するものなので、個人情報の目的というところで、それぞれ持っている所管については、要対協の中で確認させていただいている。

また、データ確認の中では、目視で確認をされているという報告を受けている。状況把握できたと認識している。

【意見・質問】村松委員

業務が他にも忙しい中、これだけの資料を読み込みフィードバックさせるのは大変だろうと思う。市の中で連携をとって、もう少し簡素化できないものかともいつも思っている。

【議事進行】岩田会長

協議事項（１）「令和６年度（２０２４年度）八王子市子ども家庭支援センター事業概要について」事務局より説明願う。

【協議事項】事務局

協議事項（１）「令和６年度（２０２４年度）八王子市子ども家庭支援センター事業概要について」資料３

１ 運営協議会の開催

〔資料３のとおり説明〕

第２回目は例年１月下旬だが、１０月上旬を考えている。

２ 母子保健との一体的な支援体制強化に向けた施設整備について

〔資料３のとおり説明〕

３ 子ども家庭総合ケースマネジメント事業

(1) 八王子市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

〔資料３のとおり説明〕

地域ブロック会議は令和６年度は実施せず、令和７年度の実施に向け、あり方検討会で協議している。

(2) 児童福祉司任用資格者の増員

〔資料３のとおり説明〕

(3) 相談員スキルアップ研修の実施

〔資料３のとおり説明〕

(4) 市役所職員向け研修

〔資料3のとおり説明〕

(5) 児童虐待防止推進の活動

〔資料3のとおり説明〕

例年通りの活動に加えて、いちょう祭りに合わせて開催される保健センター祭りでの普及啓発イベントを開催予定。

(6) ヤングケアラーの啓発活動

〔資料3のとおり説明〕

資料中、「八王子ロータリークラブ」を「八王子南ロータリークラブ」へ訂正。

4 在宅サービス基盤整備事業

〔資料3のとおり説明〕

里親に関する普及啓発パネル展示は9月から行う。児童相談所に4月から設置されたフオスタリング機関とも連携して相談ブースを設置する。

5 子育て短期支援事業

〔資料3のとおり説明〕

6 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

〔資料3のとおり説明〕

利用者支援事業の研修について、子ども家庭支援センターがやっている子育てひろばは11施設だが、市内にある連携型の子育てひろば47施設にもお声がけし、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の松尾典子さんを講師にお迎えして研修を行う予定。

7 ファミリー・サポート・センター事業

〔資料3のとおり説明〕

【意見・質問集約】岩田会長

ただいま説明いただいた事項について、ご意見・ご質問は。

【意見・質問】浅野委員

4月から日曜が子ども家庭支援センター（クリエイト）が閉庁になったことについて、市役所のチラシ等もまだ日曜開庁の記載になっている。実際に電話するとどうなっているのか。

【回答】事務局

子ども家庭支援センター（クリエイト）の留守番電話は閉庁をご案内したうえで、児童

相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の連絡先をご案内している。

【意見・質問】浅野委員

少し不安を感じたため、それならば安心。

【回答】事務局

周知物については気をつけるようにする。

【意見・質問】村松委員

(5) 児童虐待防止推進の活動について。虐待防止のポスターは町会の掲示板に張り出しているのか。

【回答】事務局

町会の掲示板は「最低限のものを」との通知を町会自治会より受けており、虐待防止のポスターについては掲示していない。

【意見・質問】村松委員

虐待防止のポスターはどこで作成しているのか。

【回答】事務局

国や東京都。近年はヤングケアラーのポスターが増えており、それについては学校等に掲示をお願いしている。

【意見・質問】村松委員

対象の子どもがポスターを見て、自分は虐待されていると気づいたり、または近所の方に子どもがすごい泣き声をする家庭があるなど気づいてもらう等、そういった啓蒙活動の一環としてポスターを張る。

枚数の制限があると思うが、民間、例えば、そういった子どもたちはコンビニエンスストア、スーパーやお弁当屋さんに立ち寄ったり買いに行ったりすると思う。民間の力も借りて、そういった子どものたちの目につきやすいところに張り出すのも重要ではないかと思う。

【回答】事務局

より身近な生活圏への張り出しは検討したい。

【意見・質問】村松委員

以前、別の活動でポスター掲示を民間の店に依頼をした際に、チェーン店等は本部に確認しないと張り出せないというところもあり、難しかった。

ただ、本当に児童虐待をなくしたいという気持ちを町中に示すには、民間の力も必要なんじゃないかを感じる。

【意見・質問】 松村委員

そういった子どもたちは子ども食堂等を利用していることが多かったりする。子ども食堂も増えているので、そういったところに協力依頼しても良いかと思う。

【回答】 事務局

子ども食堂の立ち上げ講習会に職員が伺い、虐待についてのお話をさせていただいている。引続き連携を取らせていただく。

【意見・質問】 恒川委員

(6)ヤングケアラーの啓発活動についてですが、近年、ヤングケアラーが話題になっている。

以前、自分の病気がわかった時に、息子は中学生、娘は高校生だった。娘と息子という時にヤングケアラーの話題が出て、私たちってヤングケアラーだったんだねとなった。本人たちはあまり意識していない。

私の場合は介護が必要なわけではなかったが、入院中は、まさに息子が制服を着てスーパーに行き、ご飯の支度をするような生活だったが、普通に家のこととして当たり前と娘が捉えていた。

そもそも病気の方や介護をしている方の支援があれば、子どもたちが困らないわけなので、そもそも論でそういった体制が整っていればいい話ではある。

ただ、どちらかという病気の方たちは、家族で頑張ろうとなり、子ども自身も自分がヤングケアラーと気づかない。介護が必要な方で、自分の学校生活に支障があるとか、それくらいの年代のお子さんだと自分がヤングケアラーかもと気づきやすい。そこまでの年齢にみたない子たちや、気づける年齢であっても、お母さんやお父さんが病気なのにと声を出せないこともあるし、実際たくさんいると思う。

障害者支援の方とか、保健所と連携を取って、病気の方にそういった対象となるお子さんがいるかどうかの把握をする等、そういう啓発の仕方も必要なのではないかと考えている。

【回答】 事務局

ご指摘のとおり、ヤングケアラーについては子どもからの発信がないことが1番の課題と捉えており、難病者支援に関わる保健所や高齢者介護に関わる地域包括支援センター

との連携強化が必要と考えている。

【回答】 荒川委員

保健所保健対策課の窓口では、ヤングケアラーとしての相談は基本的にない。ただ、難病や精神についての相談をケース対応していく中で、ヤングケアラーについて把握することがあるため、その際にはしかるべき所管に連携している。

【意見・質問集約】 岩田会長

学校の方はいかがか。

【回答】 上野委員

本市のヤングケアラーの可能性もある不登校の子どもは、令和4年までの調査で1,800人いる。

市としては、子どもたち1人1人の繋がる場所と機会の確保が重要と考えているため、まずは学校ごとにその1人1人がどういう状況なのかを確認している。

その一人一人の子どもにどういった支援が必要なのか、例えばヤングケアラーや福祉的な支援が必要であれば、スクールソーシャルワーカーがご家庭に入ってサポートをする。心理的な支援が必要であればスクールカウンセラーがサポートをする。

外に出ることができる子どもならば、子ども若者育成支援センター（以前の児童館）や本市の特色でもある給食センター等、大人と繋がる場所を作り、少しでもその子にとって将来自立できるような手立てとしている。

ヤングケアラーに関しては、子どもがどのようにSOSを出すかということになるため、例えば登校をしている子どもならば、気になる状況かどうかを学校の方で確認し、もし必要であればスクールソーシャルワーカーに繋げる。不登校の子どもならば、自宅訪問をする中で把握できればその子にあった手立てを学校で講じている。

ただ1,800人の中でも、まだ500人ぐらいの子どもとなかなか繋がれていないという状態のため、そこに関しては確実に繋がれる手立てを考えている。

【意見・質問】 松村委員

地域ブロック内中学校区分科会について、今検討されている会議方法として中学校区ではなく、保育園幼稚園小学校中学校へ個別訪問となっている。

上記機関に所属してる子どもたちはそれぞれで把握できると思うが、所属のない子どもたちの情報共有の仕方がここにはない。

所属のない子どもたちの情報はどこで取り上げられるのか。

【回答】 事務局

所属のない子どもとは未就園児および中学校卒業後、高校進学をしなかった児童が該当すると思われる。所属のある機関については記載の通り、各園、各学校に赴き、園長先生や学校の先生等との情報共有に加え、困っているケースはないか心配なケースはないかと、深掘り作業を行っていくつもりである。

所属のない子どもへの対応については、子ども家庭支援センターでは進行管理として、週1回受理支援会議や支援会議を開催している。定期的にアンケートをし、進行状況はどのようなになっているかの報告をセンター内で行っている。

その中で、例えば、未就園児では必ず健診等に関わっている保健福祉センターと連携をする等、必要性に応じて各機関と連携し漏れがないように努めている。

ただ中学校卒業後の18歳になるまでの所属がどこにもない子どもについては、やはり大きな課題。現状としては、子ども・若者育成支援センター・はちびバ等とつなぐ、もしくは定期的に訪問して関わっていく対応をしている。

【議事進行】 岩田会長

協議事項（2）「こども家庭センターの設置に向けて」について事務局より説明願う。

【協議事項】 事務局

協議事項（2）「こども家庭支援センターの設置に向けて」 資料4

〔資料4のとおり説明〕

令和7年の設置を目指し、庁内で子ども家庭センターのあり方等に係る検討会を開催している。次回運営で検討事項について報告予定。また、地域資源等について委員にご意見を伺う予定。

【意見・質問集約】 岩田会長

ただいま説明いただいた事項について、ご意見・ご質問は。

【意見・質問】 岩田会長

子ども家庭センターの業務内容として、全ての妊産婦と子育て世帯の支援のところからスタートしているかと思うが、特に特定妊婦支援に重きを置かれていると思われる。特定妊婦にならないような支援、妊婦になる若者の支援は子ども家庭センターの業務範囲か。

【回答】 事務局

特定妊婦については、各3センターで月に1回、特定妊婦会議を実施。その中で、援助が必要な方については、子ども家庭支援センターと保健福祉センターの保健師が一緒に対応している。

【意見・質問】 岩田会長

それ以前の義務教育以降でどこにも属さない若者についてはどうか。

【回答】 事務局

特定妊婦にならないよう、全ての保健福祉センターで妊婦面談を行っている。その中で、まずは心配な妊婦をキャッチできる体制ができるかと思っている。また、継続して伴走支援が必要な妊婦についてもそこでキャッチをする。

その後の支援については、子ども家庭支援センターでは11ヶ所の子育てひろば、親子集いの広場を持っており、利用者支援や相談機能の強化というところで、来年度はひろばの中での母子保健、次に生まれた後の子育てに繋がるような形での母親学級等もやっていけるよう検討を進めている。

できるだけ身近なところで、特別なハードルがなく、様々な相談や支援ができる体制を整えていく。

【回答】 久保田委員

保健福祉センターでは妊婦面談を確実に行っていく。その中にはいろいろなケースの方がおり、相談する場がないという方もいらっしゃる。

そういう場合に、保健師がしっかり話を聞き、孤立させないように、状況判断やアドバイスを行って、継続的にしっかりと確認をしていくようにしている。

【回答】 事務局

今年度より東京都の子育て応援パートナー事業として保健福祉センターで新しい新規事業を行っている。支援者がいない25歳以下の妊婦対象の伴奏支援で、今後支援が必要と思われる方を引き続き支援をしていく。また、8ヶ月でアンケートを実施し、困ったとなる前にキャッチする仕組みの事業となっている。

【意見・質問】 村松委員

統括支援員資格要件とはどのような資格か。

【回答】 事務局

基本的に国や東京都が行っている研修に参加をすることで統括支援員となるが、保健師や学校教育関係の経験がある職員望ましいとなっている。

【意見・質問】 村松委員

10月の運営協議協議会で子ども家庭センター設置の進捗状況を教えていただき、またお話をさせていただきたい。

情報共有はフォーマット等を作成し、一覧を見れば関係者が状況を把握してすぐに対応できるようなシステムづくりをしていただきたい。皆さん大変だと思う。ある程度、立ち上げの段階でできれば良いと思う。

【意見・質問】 岩田会長

例えば若者支援に近いのかもしれないが、自分の体を商品として使わなければ生活できずに特定妊婦になってしまうような、妊婦になる前の段階は、子ども家庭センターがカバーするのか、それとも他の機関なのか。そのあたりはどう考えたらよいか。

【回答】 事務局

子ども家庭部内の取組みとして、子どものしあわせ課で、赤ちゃん触れ合い事業を各中学校において、助産師会と連携してやっており、命の大切さ、自分自身を大切にということとを普及啓発している。

【回答】 事務局

市では若者総合相談センターを設置しており、生きづらさを抱える若者支援をしている。ただ、実際の相談内容、支援内容は、どうしても引きこもりの若者の就職や自立につながるものが多い。

また、青少年の健全育成、非行防止といった取組みについては、市の制度として育成指導員を各地区におき、青少年の健全育成に関わる活動もしていただいている。

速攻性のあるものではなく悩ましいところではあるが、現状は警察も含め、そういった取組みで複合的に対応している。そこと子ども家庭センターがどう繋がっていくかということも、今後の議論の中で課題としていくところかと思う。

【意見・質問】 岩田会長

可能かどうかはわからないが、ちょっと失礼な言い方にはなるが、小中学校の義務教育期間は不登校であれ、全体に網をかけることができる。

幼稚園や高校は行く行かないは自由だが、義務教育期間に、生活の不安定さや生活の困窮、非行に走ってしまったり、妊娠してしまう若者を把握できると望ましい。妊娠後の支援は手厚いかもしれないが、その前の段階を、直接的ではなくとも視野に入れていただくとありがたい。

【意見・質問】 浅野委員

これはお願いですが、地域子ども家庭支援センター元八王子が地域子ども家庭支援センター東浅川に移転した時にやっぱり寂しかった。今まではすごく近くて、ちょっと行って相談できていたものが、東浅川に行ってしまったのねという感じでちょっと遠いものにな

った。

子育てをしている親も地域性があり、地域ですごく違う。子ども家庭センターができた時には、地域性に合わせたきめ細やかな制度に是非していただきたい。そうすることで、地域子どもたちを特に近くで見守っていただきたいと思う。

【閉会】岩田会長

他にはよろしいか。委員の皆様からのお知らせはあるか。なければ以上を持って本日の議事を終了とする。